

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目 次

## 規則

- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があつた件
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があつた件
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があつた件
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件
- 都市計画を変更した件三件
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があつた件
- 都市計画法により公聴会を開催する件
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件
- 落札者を決定した件
- 福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則

## 規則

### 福島県議会

福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

福島県知事 内堀 雅雄

## 福島県規則第六十号

**福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営仲町団地の項を次のように改める。

福島県営仲町団地

南相馬市

一号棟の一〇二号室、二〇三号室、一〇五号室から一八号室まで、二〇四号室から二〇八号室まで、三〇八号室、四〇一号室、四〇四号室から四〇八号室まで、五〇二号室から五〇四号室まで及び五〇六号室から五〇八号室まで

〇・九一

一号棟の一〇一號室、一〇四號室、二〇一號室から二〇三號室まで、三〇六號室、四〇二號室、四〇三號室、五〇一號室及び五〇五號室	〇・九三
---	------

	〇・九一
--	------

## 告示

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

（建築住宅課）


## 福島県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第七百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

		名			
		称			
		所 在		地	
藏まち薬局	真宮薬局	すずらん薬局	医療法人徒之町クリニック	医療法人社団 永和	会津若松市徒之町四一五
店	さくら薬局	さくら薬局	町店	会津若松市徒之町クリニッ	ク
さくら薬局	宮店	会津真	さくら薬局	会津宮	会津若松市六番四号
喜多方	喜多方	喜多方市字長面三〇八六	四	会津若松市真宮新町北一丁目一一一	会津若松市宮町六番四号

(社会福祉課)

福島県告示第七百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

名 称	所 在 地	廃止年月日
あいづ脳神経内科クリニック 会津若松市町北町大字中沢字新田二 七一一	田村市船引町東部台四一五三	令和七年九月 三〇日
大沼歯科医院 コスモ調剤薬局 中央通り 南相馬市鹿島区寺内字古川一六	同日	同日
同日	同日	同日

(社会福祉課)

**福島県告示第七百八十五号**  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があつた。

文庫版

令和七年十一月五日

六

ク あいづ脳神経内科クリニック	名 称
七一 金津若松市町北町大字中沢字新田二一	所 在 地
月 一日 令和七年一〇	指定年月日

(社会福祉課)

訪問看護ステーションほし ぞら	伊達郡国見町小坂字小坂 五〇一一	伊達郡桑折町下郡字八幡 一二二	名稱	変更前	変更後	所在地在		
--------------------	---------------------	--------------------	----	-----	-----	------	--	--

社會福祖誌

に関する法律（平成六年法律第二十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があつた。

援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
あかぎ歯科・小児歯科 新妻歯科医院	河沼郡会津坂下町字小川原九 須賀川市西山寺町七〇	令和七年一二月二八日 令和七年一〇月二十五日
(社会福祉課)		

**福島県告示第七百八十九号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月五日から令和八年四月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか	二 變更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 (変更前) 株式会社和久 代表取締役 三浦 純一 (変更後) 株式会社和久 代表取締役 原田 喜久子
三 變更した年月日 令和七年九月二十五日	四 届出年月日 令和七年十一月二十一日
五 届出をした者 株式会社和久	六 (商業まちづくり課)
七 (商業まちづくり課)	八 (商業まちづくり課)

**福島県告示第七百九十一号**

都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第二十二条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域 会津若松市のうち、本町、湯川町及び新横町の各一部の区域	二 都市計画から除外された土地の区域 会津若松市のうち、湯川町及び新横町の各一部の区域
三 縦覧に供する図書 総括図、計画図及び計画書の写し 縦覧場所	四 (都市計画課)
五 届出をした者 株式会社和久	六 (都市計画課)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第七百九十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、双葉都市計画公園を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域  
双葉郡双葉町のうち、大字両竹字増田、大字中野字高田及び字羽山前の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域  
双葉郡双葉町のうち、大字中浜字本町、字西川原、字南川原、大字両竹字北細田、字細田、大字中野字宮ノ脇、字高田及び字羽山前の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所復旧・復興部復興祈念公園・海岸課

（都市計画課）

**福島県告示第七百九十三号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、浪江都市計画公園を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域  
双葉郡浪江町のうち、大字両竹字蛭田、字原田、字庄司口、字北庄司口、字的場、字本町、字森合及び大字中浜字西川原の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域  
双葉郡浪江町のうち、大字両竹字蛭田、字原田、字庄司口、字北庄司口、字的場、字本町、字森合及び大字中浜字西川原の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所復旧・復興部復興祈念公園・海岸課

（都市計画課）

**公 告****公告第二百二十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 土地改良区の名称  
昭和村土地改良区
- 二 退任した役員  
役別 氏名  
理事 斎藤 春朗 住所  
大沼郡昭和村大字松山字上原一二九六番地

（農村計画課）

**公告第二百二十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県南都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和七年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄

## 公報第11回117号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項で準用する同法第二十条第一項の規定により、双葉町から双葉都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送

一 公聴会の開催日時及び場所  
日時 令和八年一月十六日（金）午後六時から

場所 白河市立図書館 中会議室

二

公聴会の案件

県南都市計画道路を変更する案

三

公述人の資格

公述人になることができる者は、県南都市計画区域内の住民に限る。

四

公述人の申出

公述人にならうとする者は、令和七年十二月十九日（金）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県県南建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五

その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。  
2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県県南建設事務所又は白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町若しくは塙町の都市計画担当課において縦覧に供する。  
3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

## 別記様式

## 公 詳 申 出 書

令和7年12月5日付け福島県報に登載された「県南都市計画道路を変更する案」に  
関し、次のとおり公述を申し出ます。

令和7年 月 日  
福島県知事 内堀 雅雄

住 所  
ふりがな  
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

（都市計画課）

付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
令和七年十一月五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

（都市計画課）

## 公告 第227号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年12月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
タブレット端末 2,059台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年11月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
97,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和7年9月26日

(入札用度課)

**福島県議会規則第一号**

福島県議会議長 天 吹 貢 一

**福島県議会**

福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月五日

**福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則**

福島県議会傍聴規則（昭和五十三年福島県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三百二十二人」を「百三十人」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

(議 事 課)